

学 則

付

細 則

専門学校

関東工業自動車大学校

目 次

頁

第 1 章	総 則	1
第 2 章	課程，学科，修業年限及び定員	1
第 3 章	学年，学期及び休業日	1
第 4 章	教育課程，授業時数及び教職員組織	2
第 5 章	入学，休学，退学及び卒業	3
第 6 章	賞 罰	5
第 7 章	入学金及び授業料	6
第 8 章	健 康 管 理	6
第 9 章	寄 宿 舎	6
第 10 章	雑 則	7
第 11 章	附 帯 事 業	7
	附 則	8～13
	別 表 1	14～18
	別 表 2	19～21
	別 表 3	22～25

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は学校教育法及び私立学校法の規定に基づき一級自動車整備科、二級自動車整備科、一級自動車専攻科、車体整備科及び国際サービス・エンジニア科を設け、自動車整備に関する専門的技術及び理論を習得させ、整備士として社会に貢献出来る人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校 関東工業自動車大学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県鴻巣市糠田 2618 番 8 に置く。

(学校評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行なうとともに、五年に一度、外部の見識を有する者による評価を行なう。
2. 前項の評価の実施に関し、必要事項は別に定める。

第 2 章 課程・学科・修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 5 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	一級自動車整備科	4 年	40 人	160 人
工業専門課程	二級自動車整備科	2 年	160 人	320 人
工業専門課程	車体整備科	1 年	40 人	40 人
工業専門課程	国際サービス・エンジニア科	3 年	150 人	450 人
一級自動車専攻科		2 年	10 人	20 人

第 3 章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2. 学年を分けて次の 3 学期とする。

- (1) 一学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで
- (2) 二学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 三学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 夏期休業 8 月 1 日から 8 月 28 日まで
 - (4) 冬期休業 12 月 23 日から 1 月 7 日まで
 - (5) 春期休業 3 月 25 日から 4 月 6 日まで
 - (6) 開校記念日 4 月 5 日
2. 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めるときは休業日を変更することができる。

第 4 章 教育課程・授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数・単位数)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時数・単位数は別表 1 のとおりとする。

2. 別表 1 に定める授業時数の 1 単位時間は 50 分とし、卒業までに履修させる単位数は次のとおりとする。

学 科 名	単 位 数
一級自動車整備科	124 単位以上
二級自動車整備科	62 単位以上
一級自動車専攻科	62 単位以上
車体整備科	31 単位以上
国際サービス・エンジニア科	93 単位以上

第 9 条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義及び演習にあつては 15 単位時間をもって 1 単位、実験、実習、実技にあつては 30 単位時間をもって 1 単位とする。

(始業及び終業)

第 10 条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

- (1) 始 業 午前 8 時 45 分
- (2) 終 業 午後 4 時 25 分

(教職員組織)

第 11 条 本校に次の職員をおく。

- (1) 校 長 1 人
 - (2) 教 員 30 人以上
 - (3) 講 師 若干名
 - (4) 助 手 若干名
 - (5) 事務職員 9 人
 - (6) 学 校 医 1 人
2. 学校長は校務をつかさどり所属教職員を監督する。

第 5 章 入学・休学・退学及び卒業

(入学資格)

- 第 12 条 本校、一級自動車整備科及び二級自動車整備科に入学することの出来る者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者
 - (6) その他本校において、学力試験を実施し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると校長が認めた者
2. 本校、一級自動車専攻科に入学することのできる者は、国土交通大臣が指定する自動車整備専門学校又は、大学・短大において、二級自動車整備士の養成課程を修了し、二級自動車整備士資格を有する者とする。
3. 本校、車体整備科に入学することのできる者は、国土交通大臣が指定する自動車整備専門学校又は、大学・短大において、二級自動車整備士の養成課程を修了した者とする。
4. 本校、国際サービス・エンジニア科に入学することができる者は、年齢が 18 歳以上であり、外国において 12 年以上の学校教育を修了した者のうち、本校において行う個別入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると校長が認めたもので、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 日本語能力試験 N2 以上の合格者
 - (2) 法務大臣が告示した日本語教育機関で、1 年以上の日本語教育を受けた者

(出願手続)

- 第 13 条 入学しようとする者は指定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。
- (1) 入学願書
 - (2) 高等学校卒業者（又は卒業見込者）は卒業証明書（又は卒業見込証明書）及び当該高等学校の調査書
 - (3) 健康診断書（卒業見込者は不要）
2. 一級自動車専攻科に入学しようとする者は、第 1 項の内容に加え、二級自動車整備士養成課程の卒業証明書（卒業見込みの者は卒業見込証明書）及び二級自動車整備士の合格証も合わせて提出する。
3. 車体整備科に入学しようとする者は、第 1 項の内容に加え、二級自動車整備士養成課程の卒業証明書（卒業見込みの者は卒業見込証明書）及び当該学校の調査書も合わせて提出する。

4. 国際サービス・エンジニア科に入学しようとする者は、第1項の内容に加え、次の各号に掲げる書類を提出する。

- (1) 経費支弁書
- (2) 日本語学校の成績証明書（日本語学校に在籍していた者）
- (3) 日本語能力証明書
- (4) 在留カード（外国人登録証明書）の写し
- (5) パスポートの写し

（入学試験）

第 14 条 入学試験は、学科試験その他を学校が別に定める方法により行うものとする。

（合格者の決定）

第 15 条 入学試験の合格者の決定は別に定めるところにより行う。

（入学手続）

第 16 条 合格者は校長が指定する期日までに次の書類に入学金等の納付金を添えて提出しなければならない。

- (1) 身 上 書
 - (2) 入寮許可願（入寮希望者のみ）
 - (3) 誓 約 書
2. 誓約書の保証人は独立生計を営む成年者でなければならない。

（入学の許可）

第 17 条 校長は前条の手続を終了した合格者に対して入学を許可する。

2. 校長は一級自動車整備科の在籍に欠員が出た場合、二級自動車整備科からの編入希望者に対して編入を許可する。

（休 学）

第 18 条 学生が負傷又は病気により、その他やむを得ない事由によって3ヶ月以上休学するときは、所定の様式にその理由を記し、医師の診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

（復 学）

第 19 条 前記の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、所定の様式に理由を記し、校長の許可を受けて復学することができる。

（退 学）

第 20 条 学生が退学しようとするときは、所定の様式に理由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（転 入 学）

第 21 条 本校への転入学を希望するものがある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合は、選考の上許可することができる。

(出席停止)

第 22 条 学生が伝染病にかかり、又はそのおそれがあり、必要があると認めた時は、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(学習評価)

第 23 条 学習評価は、学科については筆記試験、実習については実技試験を行いその成績に基づいて行う。

(追 試 験)

第 24 条 学生が病気その他やむを得ない事情により、定められた期日に試験を受けることができなかった科目については本人の願い出により追試験を行う。

2. 学生が試験に合格しなかった科目については、本人の願い出により追試験を行う。

(進級又は卒業の認定)

第 25 条 進級又は卒業の認定は、学科試験及び実技試験の成績を総合して行う。

(卒業証書の授与)

第 26 条 校長は卒業を認定した学生に対し卒業証書を授与し、又必要があれば本人の申し出により卒業証明書を発行する。

(様式別表 2・3 のとおりとする)

(称号の付与)

第 27 条 前条により、工業専門課程二級自動車整備科若しくは工業専門課程国際サービス・エンジニア科を修了した者は、専門士（工業専門課程）、工業専門課程一級自動車整備科及び工業専門課程一級自動車専攻科を修了した者は、高度専門士（工業専門課程）と称することができる。

第 6 章 賞 罰

(褒 賞)

第 28 条 成績優秀にして、他の模範となる者は、ほう賞することがある。

(懲 戒)

第 29 条 次の各号の 1 に該当する者には退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 7 章 入学金及び授業料

(学 費)

第 30 条 本校、一級自動車整備科、二級自動車整備科、一級自動車専攻科、車体整備科及び国際サービス・エンジニア科の入学金・授業料等は次の通りとする。

学科名	入学検定料	入 学 金	授 業 料	実験実習費	施設管理費
一級自動車整備科	20,000 円	330,000 円	460,000 円	290,000 円	280,000 円
二級自動車整備科	20,000 円	330,000 円	460,000 円	290,000 円	280,000 円
一級自動車専攻科	20,000 円	330,000 円	500,000 円	320,000 円	310,000 円
車体整備科	20,000 円	330,000 円	500,000 円	350,000 円	300,000 円
国際サービス・エンジニア科	20,000 円	100,000 円	450,000 円	200,000 円	200,000 円

2. 授業料、実験実習費は、年額を 3 学期に分割することができ、出席の有無にかかわらず指定された日までに納入しなければならない。
3. 一級自動車専攻科及び車体整備科については、本校在学中に入学を希望し入学試験に合格した者は、入学金を免除する。
4. 既納の入学金、授業料等第 1 項に掲げる学費については、入学前に入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き授業料等は返還する。

第 8 章 健康 管 理

(健康管理)

第 31 条 校長は年 1 回以上学生健康診断を行う。

第 9 章 寄 宿 舎

(寄 宿 舎)

第 32 条 学校に寄宿舍をおく。

2. 寄宿舍の管理運営に関することは別に定める。

第 10 章 雑 則

(委 任)

第 33 条 この学則に定めるものの外、必要なことは校長が定める。

第 11 章 附 帯 事 業

(附帯事業)

第 34 条 本校に、高校既卒者において、定職に就いていない若しくは将来に不安を抱えている者対し、将来への道筋を与えてゆくための学科を設ける。

2. 第 1 項の学科、修業年限、入学定員は、次のとおりとする。

学科名	入学月	授業内容	修業期間	入学定員	総定員数
A C C 科	5 月	エンジン研究①	1 ヶ月	10 人	10 人
	6 月	ブレーキ研究	1 ヶ月		
	7 月	サスペンション研究①	1 ヶ月		
	8 月	レース研修	1 ヶ月		
	9 月	レース研修	1 ヶ月		
	10 月	駆動装置研究	1 ヶ月		
	11 月	塗装研修	1 ヶ月		
	12 月	ハイブリッド [®] 研修	1 ヶ月		
	1 月	企業研究	1 ヶ月		
	2 月	エンジン研究②	1 ヶ月		
	3 月	サスペンション研究②	1 ヶ月		

3. 第 1 項の学科に入学することの出来る者は、既に高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）とする。（学校教育法第 90 条第 1 項）

4. 第 1 項の学科は、国土交通省が定める一種養成課程には含まれず独立したものとする。

5. 第 1 項の学科の入学金及び授業料は細則に定める。

附 則

この学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成元年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成3年12月1日から施行する。

ただし、平成3年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

附 則

この学則は平成4年11月1日から施行する。

ただし、平成4年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

附 則

この学則は平成5年11月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。また、卒業証書については、平成8年3月卒業生より新様式を適用するものとする。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

(学則 第6条・第7条別表1・第11条・第21条・第23条 別表3の変更)

附 則

この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 8 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 9 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 11 章・第 31 条 条文の追加)

附 則

この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 10 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 11 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 12 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のとおりとする。

附 則

この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 13 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のとおりとする。

附 則

この学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 14 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のとおりとする。

附 則

この学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 11 章・第 31 条 条文の追加)

附 則

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 16 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

附 則

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 1 章・第 2 条 条文の変更)

附 則

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 5 章・第 23 条 様式 別表 2・3 の変更)

附 則

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 1 章・第 1 条 条文の変更

第 2 章・第 4 条 条文の変更

第 3 章・第 5 条 条文の変更

第 4 章・第 7 条 別表 1 の変更、第 8 条 条文の変更

第 5 章・第 10 条 条文の変更、第 11 条 条文の変更、第 15 条 条文の変更

第 5 章・第 23 条 様式 別表 2・3 の変更、

第 7 章・第 27 条 条文の変更

第 11 章・第 31 条 条文の変更)

ただし、平成 24 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 2 章・4 条 条文の変更

第 4 章・第 7 条 別表 1 の変更

第 5 章・第 10 条 条文の変更、第 11 条 条文の変更

第 5 章・第 23 条 様式 別表 2・3 の変更、

第 7 章・第 27 条 条文の変更

ただし、平成 25 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則（第 5 章・第 24 条 条文の変更、第 11 章・第 31 条 条文の変更）は平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

また、次の学則変更については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

学則 第 1 章・第 1 条 条文の変更

第 2 章・第 4 条 条文の変更

第 3 章・第 5 条 条文の変更

第 4 章・第 7 条 別表 1 の変更、第 8 条 条文の変更

第 5 章・第 10 条 条文の変更、第 11 条 条文の変更

第 5 章・第 23 条 様式・別表 2・3 の変更

第 7 章・第 27 条 条文の変更

附 則

この学則変更については、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 2 年度及び 3 年度については、第 4 条の規定にかかわらず、課程の組織、収容定員、修業年限を次のとおりとする。

令和 2 年度

課 程	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	一級自動車整備科	4	40人	160人
工業専門課程	二級自動車整備科	2	160人	360人
工業専門課程	一級自動車専攻科	2	10人	30人
工業専門課程	車体整備科	1	40人	40人
工業専門課程	国際サービス・エンジニア科	3	150人	230人

令和 3 年度

課 程	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	一級自動車整備科	4	40人	160人
工業専門課程	二級自動車整備科	2	160人	320人
工業専門課程	一級自動車専攻科	2	10人	20人
工業専門課程	車体整備科	1	40人	40人
工業専門課程	国際サービス・エンジニア科	3	150人	340人

附 則

この学則変更については、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 3 年度については、第 4 条の規定にかかわらず、課程の組織、収容定員、修業年限を次のとおりとする。

令和 3 年度

課 程	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	一級自動車整備科	4	40 人	160 人
工業専門課程	二級自動車整備科	2	160 人	320 人
工業専門課程	一級自動車専攻科	2	10 人	20 人
工業専門課程	車体整備科	1	40 人	40 人
工業専門課程	国際サービス・エンジニア科	3	150 人	340 人

附 則

この学則変更については、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、学費について在校生は従前のとおりとする。

附 則

この学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 6 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のとおりとする。

附 則

この学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

学則 第 1 章・第 4 条 条文の追加

第 4 章・第 8 条 条文の変更、別表 1 の変更

第 4 章・第 9 条 条文の追加

第 5 章・第 12 条 条文の変更

第 5 章・第 13 条 条文の変更

第 5 章・第 26 条 様式別表 2 の変更

第 5 章・第 27 条 条文の変更

ただし、第 27 条（称号の付与）（一級自動車専攻科）については文部科学大臣の定める日以降に修了した者から適用する。

なお、令和 7 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

別表 1

1. 教育課程

- (1)一級自動車整備士養成課程（4 年制）
- (2)二級自動車整備士養成課程（二級自動車整備士(総合), 二級自動車整備士(二輪)）
- (3)自動車車体整備士養成課程
- (4)一級自動車整備士養成課程（2 年制）
- (5)二級自動車整備士養成課程（3 年制）

2. 授業時間数・単位数

1 単位時間 50 分とした場合の授業時間・単位は、次を基準とする。

(1) 一級自動車整備科 科目別教育時間数

教育科目		教育内容	1年次		2年次		実施時間 小計	取得 単位数 小計	3年次		4年次		実施時間 小計	取得 単位数 小計	実施時間 合計	取得 単位数 合計
			実施 時間	取得 単位数	実施 時間	取得 単位数			実施 時間	取得 単位数	実施 時間	取得 単位数				
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能					421	22	78	4			96	5	517	27
		原動機構造	100	4												
		シャシ構造	50	3												
		電装品構造	50	3												
		電気・磁気・電子理論	34	2												
		自動車工学	40	2	40	2										
		燃料・潤滑剤			32	2										
		自動車材料	25	1					18	1						
	図面			50	3											
	原動機整備法			50	3											
	シャシ整備法			25	1											
	自動車整備	電装品整備法			25	1										
		電子制御装置	21	1	15	1										
		故障探求			94	4	18	1								
		総合診断														
		環境保全					28	1								
		安全管理														
		自動車整備に関する法規	自動車関係法令	24	1			24	1	12			12		36	1
		自動車検査	自動車検査			24	1	24	1	6			6		30	1
	一般教養	職場教養	6		6		12								12	
		コンプライアンス	25	1	25	1	50	2	25	1	25	1	50	2	100	4
		校外研修			36		36								36	
		職場教養 1							20	1			20	1	20	1
職場教養 2										20	1	20	1	20	1	
学科 計			375	18	422	19	797	37	355	18	45	2	400	20	1197	57
実 習	自動車整備作業	点検、分解、組立、整備、検査	161	20	140	18	1342	38	144	17		672	17	2014	55	
		シャシ	点検、分解、組立、整備、検査		310				202		168					
		電装	点検、分解、組立、整備、検査		212				100		120					
		故障原因探求	6		115				240							
		電子制御装置	26		70											
	自動車検査作業	自動車検査	12		49		61		26			26		87		
	実習 計			727	20	676	18	1403	38	698	17			698	17	2101
実 務 実 習	体験実習	自動車の点検整備								120	6	180	6	180	6	
		故障原因探求							30							
		総合診断							30							
	評価実習	自動車の点検整備								354	25	822	25	822	25	
		故障原因探求							234							
		総合診断							234							
実務実習 計										1002	31	1002	31	1002	31	
学科・実習 合計			1102	38	1098	37	2200	75	1053	35	1047	33	2100	68	4300	143

(2) 二級自動車整備科 科目別教育時間数

教育科目		教育内容		1年次		2年次		実施時間 合計	取得 単位数 合計
				実施 時間	取得 単位数	実施 時間	取得 単位数		
学 科	自動車工学	原動機構造		100	4			421	22
		シャシ構造		50	3				
		電装品構造		50	3				
		電気・磁気・電子理論		34	2				
		自動車工学		40	2	40	2		
		燃料・潤滑剤				32	2		
		自動車材料		25	1				
		図面				50	3		
	自動車整備	原動機整備法				50	3	230	11
		シャシ整備法				25	1		
		電装品整備法				25	1		
		電子制御装置		21	1	15	1		
		故障探求				94	4		
	自動車整備に関する法規		自動車関係法令	24	1			24	1
	自動車検査		自動車検査			24	1	24	1
一般教養	職場教養		6		6		12		
	コンプライアンス		25	1	25	1	50	2	
	校外研修				36		36		
学科 計			375	18	422	19	797	37	
実 習	自動車整備作業	原動機	点検、分解、組立、整備、検査	161	20	140	18	1342	38
		シャシ	点検、分解、組立、整備、検査	310		202			
		電装	点検、分解、組立、整備、検査	212		100			
		故障原因探求		6		115			
		電子制御装置		26		70			
		自動車検査作業		12		49			
	実習 計			727	20	676	18	1403	38
	学科・実習 合計			1102	38	1098	37	2200	75

(3) 自動車車体整備科 科目別教育時間数

教育科目		教育内容	1 年次		実施時間 合計	取得 単位数 合計
			実施 時間	取得 単位数		
学 科	自動車整備関連	電子制御装置	2		2	
	車枠及び車体の 構造	材料	15	1	50	3
		力学	15	1		
		構造・機能	20	1		
	車枠及び車体の 整備	整備	55	3	208	11
		板金	60	3		
		塗装	53	3		
		損傷診断	40	2		
	一般教養	職場教養	20		20	0
学科 計		280	14	280	14	
実 習	自動車整備作業	電子制御装置	3		3	
	車枠及び車体の 整備作業	基本	65	2	747	23
		板金塗装	250	8		
		実務実習 1	242	7		
		実務実習 2	190	6		
	実習 計		750	23	750	23
学科・実習合計			1030	37	1030	37

(4) 一級自動車専攻科 科目別教育時間数

教育科目		教育内容		3 年次		4 年次		実施時間 合計	取得 単位数 合計
				実施 時間	取得 単位数	実施 時間	取得 単位数		
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能		78	4			96	5
		原動機構造							
		シャシ構造							
		電装品構造							
		電気・磁気・電子理論							
		自動車工学							
		燃料・潤滑剤		18	1				
		自動車材料							
		図面							
	自動車整備	原動機整備法		150	9			196	11
		シャシ整備法							
		電装品整備法							
		電子制御装置							
		故障探求		18	1				
		総合診断							
		環境保全		28	1				
		安全管理							
	自動車整備に関する法規		自動車関係法令		12		12		
	自動車検査		自動車検査		6		6		
	一般教養	職場教養							
		コンプライアンス		25	1	25	1	50	2
		校外研修							
		職場教養 1		20	1			20	1
		職場教養 2				20	1	20	1
	学科 計			355	18	45	2	400	20
実 習	自動車整備作業	原動機	点検、分解、組立、整備、検査	144	17			672	17
		シャシ	点検、分解、組立、整備、検査	168					
		電装	点検、分解、組立、整備、検査	120					
		故障原因探求		240					
		電子制御装置							
		自動車検査作業		自動車検査		26			
	実習 計			698	17			698	17
実 務 実 習	体験実習	自動車の点検整備				120	6	180	6
		故障原因探求				30			
		総合診断				30			
	評価実習	自動車の点検整備				354	25	822	25
		故障原因探求				234			
		総合診断				234			
	実務実習 計					1002	31	1002	31
学科・実習 合計			1053	35	1047	33	2100	68	

(5) 国際サービス・エンジニア科 科目別教育時間数

教育科目		教育内容	1年次		2年次		3年次		実施時間 合計	取得 単位数 合計	
			実施 時間	取得 単位数	実施 時間	取得 単位数	実施 時間	取得 単位数			
学 科	自動車工学	原動機構造	50	2	50	2			449	25	
		シャシ構造	30	2	30	2					
		電装品構造	30	2	30	2					
		電気・磁気・電子理論	20	1	15	1					
		自動車工学	30	2	30	2	27	1			
		燃料・潤滑剤					32	2			
		自動車材料			25	1					
		図面			20	1	30	2			
	自動車整備	原動機整備法					50	2	263	14	
		シャシ整備法					25	1			
		電装品整備法					25	1			
		電子制御装置	15	1	15	1	15	1			
		故障探求					118	7			
	自動車整備に関する法規	自動車関係法令			24	1			24	1	
自動車検査	自動車検査					24	1	24	1		
一般教養	職場教養	87	5	37	2	72	4	196	11		
	コンプライアンス	30	2	30	2			60	4		
学科 計			292	17	306	17	418	22	1016	56	
実 習	自動車整備作業	原動機	点検、分解、組立、整備、検査	149	14	113	14	59	10	1364	38
		シャシ	点検、分解、組立、整備、検査	234		153		137			
		電装	点検、分解、組立、整備、検査	120		151		42			
		故障原因探求	6	36		77					
		電子制御装置	12	37		38					
		自動車検査作業		8		25		29			
	実習 計			529	14	515	14	382	10	1426	38
	学科・実習 合計			821	31	821	31	800	32	2442	94

別表 2

〈一級自動車整備科〉

卒業証書	年 月 日生	右の者は本学工業専門課程一級自動車整備科四年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、学校教育法施行規則第百八十六条の三に基づき、高度専門士（工業専門課程）と称することを認める。	年 月 日	学校法人 正興学園 専門学校 関東工業自動車大学校 校長 第 号
------	--------	---	-------	---

〈二級自動車整備科〉

卒業証書	年 月 日生	右の者は本学工業専門課程二級自動車整備科二年の所定の課程（平成二十七年文部科学省告示第二十三号による職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士（工業専門課程）と称することを認める。	年 月 日	学校法人 正興学園 専門学校 関東工業自動車大学校 校長 第 号
------	--------	---	-------	---

〈車体整備科〉

卒業証書	右の者は本学工業専門課程車体整備科一年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与する。	年 月 日	学校法人 正興学園 専門学校 関東工業自動車大学校 校長	第 号
------	---	-------	------------------------------------	-----

〈一級自動車専攻科〉

卒業証書	右の者は本学工業専門課程一級自動車専攻科二年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、学校教育法施行規則第百八十六条の三に基づき、高度専門士（工業専門課程）と称することを認める。	年 月 日	学校法人 正興学園 専門学校 関東工業自動車大学校 校長	第 号
------	---	-------	------------------------------------	-----

(国際サービス・エンジニア科)

第 号

卒 業 証 書

年 月 日生

あなたは本学工業専門課程国際サービス・エンジニア科三年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士（工業専門課程）と称することとを認める。

年 月 日

学校法人 正興学園

専門学校 関東工業自動車大学校

校 長

別表 3

〈一級自動車整備科〉

〈二級自動車整備科〉

関東工大証第	号	関東工大証第	号
卒業証明書		卒業証明書	
氏 名		氏 名	
年 月 日生		年 月 日生	
上記の者は、 年 月 日本学 一級自動車整備科(工業専門課程 修業年限 4年)を卒業したことを証明する。		上記の者は、 年 月 日本学 二級自動車整備科 (工業専門課程 修業年限 2年)を卒業したことを証明する。	
年 月 日		年 月 日	
国土交通大臣指定一養第 367 号 学校法人 正 興 学 園 専門学校 関東工業自動車大学校 校 長		国土交通大臣指定一養第 367 号 学校法人 正 興 学 園 専門学校 関東工業自動車大学校 校 長	

〈車体整備科〉

関東工大証第 号

卒 業 証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本学
車体整備科（工業専門課程 修業年限 1 年）を
卒業したことを証明する。

年 月 日

国土交通大臣指定一養第 367 号

学校法人 正 興 学 園

専門学校 関東工業自動車大学校

校 長

〈一級自動車専攻科〉

関東工大証第 号

卒 業 証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本学
一級自動車専攻科（工業専門課程 修業年限2年）を
卒業したことを証明する。

年 月 日

国土交通大臣指定一養第 367 号
学校法人 正 興 学 園
専門学校 関東工業自動車大学校
校 長

〈国際サービス・エンジニア科〉

関東工大証第 号

卒業証明書

氏 名
年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本学
国際サービス・エンジニア科（工業専門課程 修業年限3年）
を卒業したことを証明する。

年 月 日

国土交通大臣指定一養第367号
学校法人 正興学園
専門学校 関東工業自動車大学校
校 長

専門学校 関東工業自動車大学校細則

(総 則)

第 1 条 この細則は専門学校 関東工業自動車大学校学則（以下学則という）実施に必要な事項を定める。

(学生の準拠)

第 2 条 学生は自動車の整備教育に関し、関係法令及び関係官庁の指示通達並びに本校学則の定めによるほか、この細則の定めるところによらなければならない。

(修業期間及び修業時間)

第 3 条 1. 学則第 6 条に定める修業期間は 1 ヶ年を 44 週とする。
2. 1 週間の修業時間を 36 時間とし、必要に応じて補講を行うことがある。

(履修の方法)

第 4 条 学則第 8 条に定める授業の履修方法は次の通りとする。
(1) 授業に当たっては学生個人別出欠席を調査し、これを記録するものとする。
(2) 各教科の履修効果を評価するために所定の試験を行うものとする。
(3) 必要に応じて放課後または休日、もしくは休暇中に補習授業を行うことがある。

(入学資格)

第 5 条 学則第 12 条に定める本校の入学資格は、高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者(卒業見込を含む)、若しくは同等以上の学力があると認められる者で、原則として 23 才未満とする。

(入学試験)

第 6 条 1. 学則第 14 条に定める入学試験の筆記試験科目は原則として、社会常識、国語、数学とする。
2. 前項の科目は都合により一部免除することがある。

(合格者の決定)

第 7 条 1. 学則第 15 条に定める合格者の決定は、筆記試験、面接試験、身体検査等を勘案して行う。
2. 合格者には入学許可証又はこれに代る書類を交付する。
3. 合格発表は原則として、文書で通知する。ただし、都合により校内に掲示することもある。
4. 入学を許可された者でも、所定の日時までに入学者手続きを完了しないときは、入学許可を取り消すものとする。

(休学、復学、退学)

- 第 8 条
1. 学則第 18 条及び第 20 条に定める休学又は退学の届出は、書面で保護者又は保証人連署の上で願い出なければならない。
 2. 学則第 19 条に定める休学中の学生が復学しようとするときは、書面で保護者連署の上、復学を願い出ることができる。
 3. 休学者の復学期は翌期とし、原則として 4 月編入とする。

(学習評価)

- 第 9 条
1. 学則第 23 条に定める試験による学習評価は次により行う。
 - (1) 平常試験 平常の履修効果を評価するため随時実施する。
 - (2) 期末試験 各学期を通じて履修した科目について、その効果を評価するために実施する。
 - (3) 卒業試験 修業期間を通じて履修した科目について、その効果を評価するために実施する。
 2. 期末及び卒業試験の合格点は、各科目毎に 100 点満点による 60 点以上とする。
 3. 試験は学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。ただし、場合によっては口頭試問、もしくは研究調査報告をもってこれに代えることができる。
 4. 次の一つに該当する場合は、期末および卒業の試験を受けることができない。
 - (1) 期間中の出席率が 100%を満たさないもの
 - (2) 授業料等の学費滞納中のもの
 - (3) 実習記録及び指示された提出物などを未提出のもの

(学習評価の通知)

- 第 10 条
- 学則第 23 条に定める期末及び卒業試験の学習評価の結果は、保護者並びに学生に通知する。

(追 試 験)

- 第 11 条
- 学則第 24 条に定める追試験の手続その他の事項はつぎの通りとする。
- (1) 追試験を行う日時、場所および方法は学校が指定する。
 - (2) 追試験を受けようとするものは、理由を明記した追試験願を提出しなければならない。
 - (3) 追試験の願出には、願書に追試験一科目毎に所定の試験料を添えなければならない。
ただし、公認及びその他やむを得ない事情による欠席の場合は追試験料を免除する。
 - (4) 追試験の得点は、試験結果の 90%を得点とみなす。
 - (5) 追試験については、特別の補講をもってこれに代えることができる。
 - (6) 疾病その他やむを得ない事情により追試験を欠席する場合は、欠席理由を明記した追試験延期願を提出しなければならない。この場合は追試験料を免除する。

(進級の認定)

- 第 12 条 1. 学則第 25 条に定める進級の認定は、全科目が一定の基準に達し、出席率及び素行良好と認められる者について認定する。
2. 一級自動車整備科の場合、2 年次から 3 年次への進級要件として、二級自動車整備士の資格を有する者とする。

(卒業の認定)

- 第 13 条 学則第 25 条に定める卒業の認定は全科目が一定の基準に達し、出席率及び素行良好と認められ、卒業時において本校の定める各課程の単位時間数及び単位を満たした者について認定する。

(欠席、遅刻、早退、公認欠席、忌引等の取扱い)

- 第 14 条 前条の卒業認定に当たり欠席、遅刻、早退、公認欠席、忌引等についての取扱いは次の通りとする。

- (1) 欠席、遅刻、早退しようとする者は、事前に届け出なければならない。やむを得ないときは事後速やかに手続きをする。なお、5 日以上欠席する場合は、医師の診断書または証拠となる書類を添付するものとする。
- (2) つぎの場合は公認欠席とする。ただし遠隔地で往復に日時を要する場合は、その日数を加算する。

就職試験

普通または大型自動車運転免許試験

伝染病発生による出校停止期間

その他校長が定めた場合

- (3) 近親者死亡に際しての忌引扱い日数は次の通りとする。

一親等血族（父・母）	5 日
二親等血族（祖父母・兄弟姉妹）	3 日
二親等姻族（兄嫁姉婿）	1 日
三親等血族（曾祖父母、伯叔父母、甥、姪）	1 日

(懲 戒)

- 第 15 条 1. 学則第 29 条に定める懲戒は退学処分によるほか、情状により次の指導措置を行うことがある。
- (1) 訓 戒 いましめ教える
- (2) 謹 慎 一定の行動を制限し反省させる
- (3) 停 学 一定の期間出校を停止させて反省を求める
2. つぎの一つに該当するときは除籍することがある。
- (1) 無届欠席が引き続き 10 日以上に及ぶとき
- (2) 授業料等の未納が理由なく 30 日以上に及ぶとき
- (3) 道路交通に関し、極めて好ましくない行為があったとき
3. 懲戒は校長が職員会議に意思を懲して行うものとする。
4. 懲戒の記録はこれを学生の指導要録に記入するとともに、保護者にその旨を通知する。なお、必要により校内に掲示し、保証人にも通知することがある。

(学 費)

- 第 16 条
1. 学則第 30 条に定める授業料の納期別は次の通りとする。

第 1 期	4 月～8 月
第 2 期	9 月～12 月
第 3 期	1 月～3 月
 2. 納期は該当期の前月 20 日から月末までとする。
 3. 前項にかかわらず入学時の第一期分の授業料は入学料と同時に納めなければならない。
 4. 授業料納入時には、実習費及び施設管理費を納入するものとし、これを学費と呼ぶ。
 5. 学費以外の必要と認められる費用は、これを納めなければならない。
 6. 休学中の授業料は、減免しない。
 7. 休学中の者が復学したときにおいて、すでに納金した料金と値上げ等により学費に差額を生じたときは、これを納めなければならない。

(校友会、同窓会)

- 第 17 条
- 本校教育の目的を達成するため、校友会及び同窓会を設け、相互の教養研鑽並びに親睦を図るものとする。

(附帯事業)

- 第 18 条
- 学則第 34 条に定める学科の教育実施に必要な事項を次のとおり定める。

1. 教育科目、教育時間数は、1 ヶ月 28 時間を基準とする。
2. 入学金及び授業料は、次のとおりとする。

(1)

学 科 名	入学金	授業料
A C C 科	330,000 円	70,000 円

- (2) 複数月にわたり本科に在籍する場合は、初月以降の入学金及び授業料については免除される。
- (3) 次年度正規養成課程へ入学する場合は、納入済みの入学金を充当する。
- (4) 次年度正規養成課程への入学を行わない場合は、納入済みの入学金の半額を返還する。